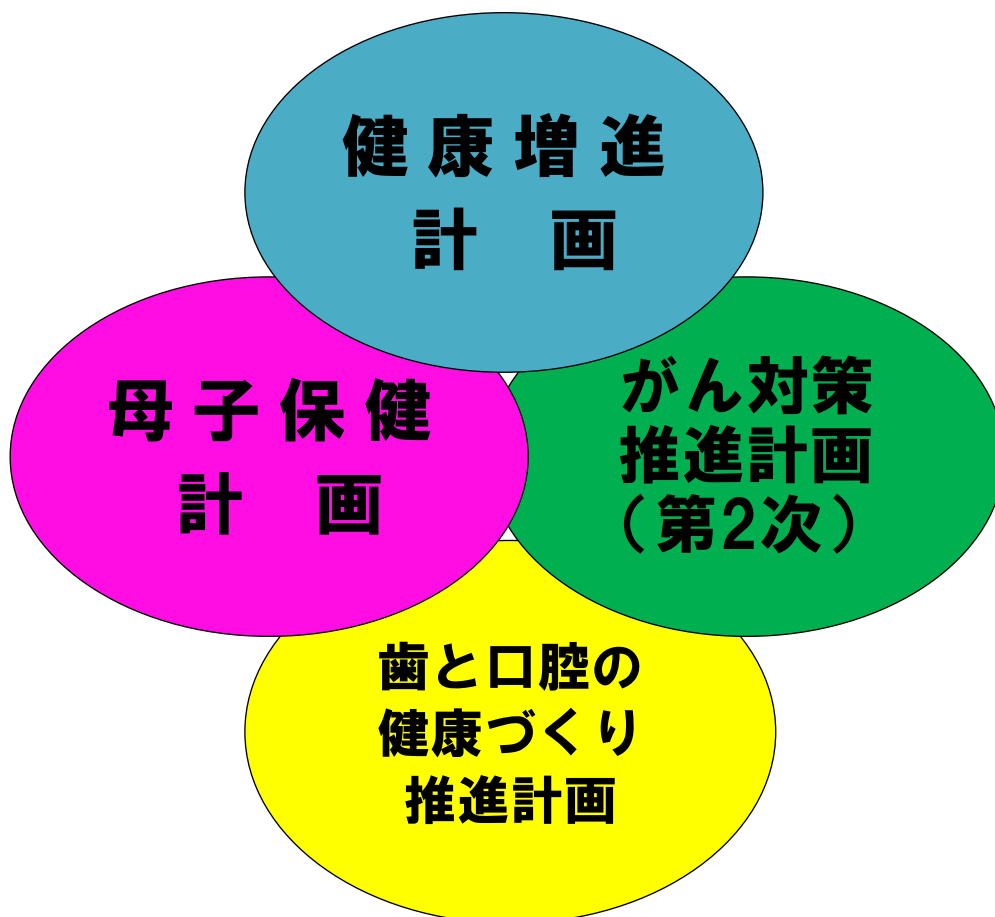


そうさ健康プラン（仮称）素案

心身ともに健康で
笑顔があふれるまち



平成28年 月

は じ め に

目 次

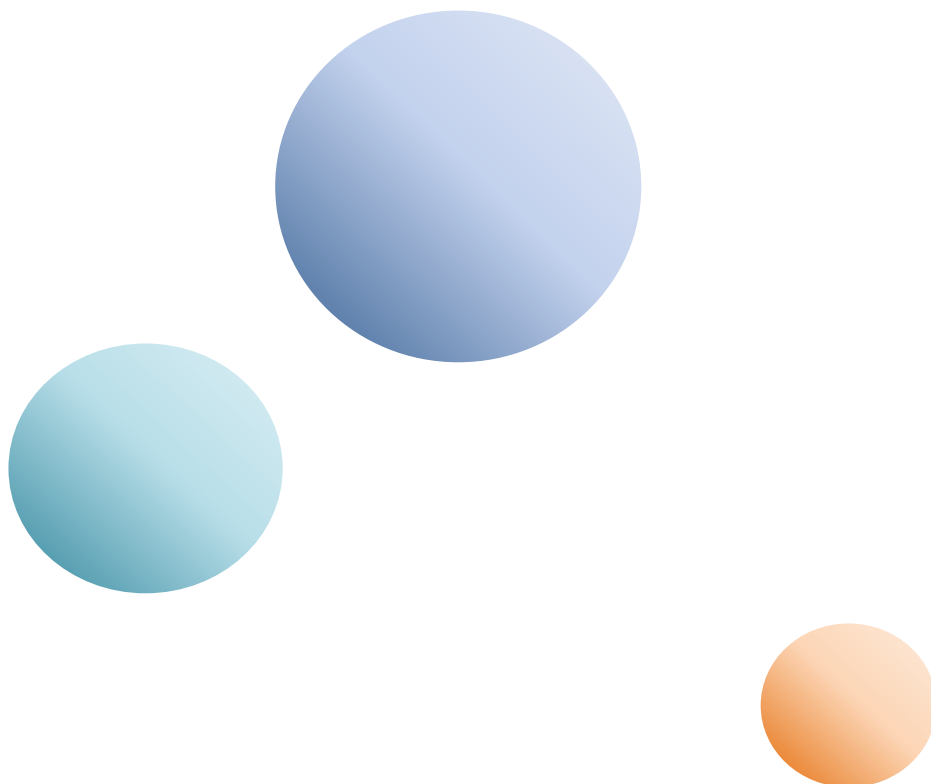
第1編 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の背景	4
3 計画の位置付け	8
4 計画の期間	9
第2編 計画の考え方	11
1 将来像	13
2 基本的視点	14
3 基本方針	14
4 基本目標	16
5 計画の体系図	18

《注》第3編以降は、次回「原案」として提出します。

第3編 施策の展開	
第1章 健康増進計画	
第2章 母子保健計画	
第3章 がん対策推進計画	
第4章 歯と口腔の健康づくり推進計画	
第4編 資料編	

第 1 編

計画策定にあたって



我が国の「平均寿命」は、生活環境の改善や医学の進歩、教育や社会経済状況を背景に、世界有数の水準となりました。しかしながら、急速に少子高齢化が進行する中であって、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病や、寝たきり・認知症が増加するとともに、医療費の増大に加えて、COPDやロコモティブシンドローム等の新しい健康課題も浮かび上がってきています。

こうした社会状況の変化に対応するため、国では「国民健康づくり対策」として、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現をめざし、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、「健康日本21（第2次）」が策定されました。

この計画では、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」「社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上」「健康を支え、守るための社会環境の整備」「栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、禁煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善」という5つの基本的な方針に基づいて国民の健康増進を総合的に推進していくことが目指されています。

また、国では「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現のために、「健やか親子21（第2次）」を策定し、すべての国民が地域や家庭環境等の違いにかかわらず、同じ水準の母子保健サービスが受けられることが目指されています。この計画では「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」、「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」、「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」という3つの基盤課題が設定され、今後の取り組みの方向性が示されています。

また、昭和56（1981）年以来、我が国における死因の第1位は「がん」であり、現在では年間30万人以上の国民ががんによって亡くなっています。

こうした深刻な状況に対応するため、平成24年度には「がん対策推進基本計画」が改訂されています。この計画では、がんの予防として「喫煙率及び受動喫煙に対する目標値の設定」や、がんの早期発見として「がん検診の受診率を5年以内に50%以上にする」などが明記され、さらなるがん対策の充実が目指されています。

匝瑳市でも、平成25年3月に「匝瑳市がん対策推進計画」を策定し、がん対策に積極的に取り組んできましたが、今後、さらなる推進が求められています。

さらに、平成23年8月には、歯科疾患の予防などによる口腔の健康保持に関する施策を総合的に進めていくため、「歯科口腔保健の推進に関する法律」が成立しました。

こうした状況を受けて、本市においては、あらゆる分野において健康づくりを総合的かつ効果的に実施するため、「健康増進計画」「母子保健計画」「歯と口腔の健康づくり推進計画」「がん対策推進計画（第2次）」を一体化し、「そうさ健康プラン（仮称）」を策定します。

2

計画の背景

1

国の動向

(1) 健康増進計画

① 「健康増進法」の施行（平成15年）

国では昭和53年の第1次国民健康づくり対策から第3次国民健康づくり対策まで、生涯を通じた健康づくりの推進に取り組んできました。

その後、高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康増進の重要性が著しく増大しているため、健康の増進に関する正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供、研究の推進、人材の育成・資質の向上を図り、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するため、施行されました。

② 健康日本21の改正（平成25年）

健康増進法に基づく国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針が全部改正されました。（健康日本21（第二次））

③ 第4次国民健康づくり対策（平成25年）

平成34年度までを計画期間とする「健康日本21（第二次）」が開始され、すべての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指すべき姿勢とし、基本的な方向として①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防、③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善を推進しています。

(2) 母子保健計画

① 「健やか親子21」の策定（平成13年）

平成13年に、母子の健康水準を向上させるための様々な取り組みをみんなで推進する国民運動計画として、「すこやか親子21」が策定されました。

② 「健やか親子21（第2次）」の策定（平成27年）

平成27年に、現状の課題を踏まえ、安心して子どもを生み、健やかに育てることの基礎となる少子化対策としての意義に加え、少子化社会において国民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現を図るための国民健康づくり運動（健康日本21（第二次））の一翼を担うための「健やか親子21（第2次）」が策定されました。

（3）がん対策推進計画

① がん対策基本法の制定（平成19年）

平成19年4月に「がん対策基本法」を制定し、それに基づき、同年6月に「がん対策推進基本計画」（平成19年度から23年度）」を策定しています。

② がん対策推進基本法の策定（平成24年）

平成24年度には、前計画を見直した新たな「がん対策推進基本計画」を策定し、その中で、がんの予防として「喫煙及び受動喫煙に対する目標値の設定」や、がんの早期発見として「がん検診の受診率を5年以内に50%以上とする」などが明記されています。

（4）歯と口腔の健康づくり推進計画

① 歯科口腔保健の推進に関する法律の成立（平成23年）

平成23年に、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進するために施行されました。国・地方公共団体等の責務などが定められ、調査研究をはじめ、国民の定期検診等の勧奨、障害者・要介護者の定期的検診や歯科医療を受けることができるようにする等の内容となっています。

(1) 健康増進計画

①第1次健康ちば21（平成14年）

健康日本21の策定を受け、千葉県の健康づくりに関する基本的な指針として「健康ちば21」を策定しました。①平均寿命の延伸、②健康寿命の延伸、③生活の質の向上を基本目標として、平成19年の改訂を経て、11年間にわたり各種事業に取り組みました。

②第2次健康ちば21（平成25年）

平成25年に第2次計画が策定され、「県民が健康でこころ豊かに暮らす社会の実現」を基本理念とし、総合目標に健康寿命の延伸及び健康格差の実態解明と縮小が掲げられています。

(2) がん対策推進計画

①千葉県がん対策推進計画（平成25年）

平成25年、「ちからを合わせてがんのうち克つちば」を目指して、県民と医療・福祉関係者、行政が協力し、総合的かつ計画的ながん対策を進めるために「千葉県がん対策推進計画」を策定しました。

(3) 歯と口腔の健康づくり推進計画

①千葉県歯・口腔保健計画（平成23年）

乳幼児期から高齢期まで、生涯にわたる県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「千葉県歯・口腔保健計画」を平成23年3月に策定しました。その後の改定で終期を平成27年から2年間延長し、「災害時における歯・口腔の保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保」を追加しました。

本計画は、次のような関連法に基づき「健康増進計画」「母子保健計画」「がん対策推進計画」「歯と口腔の健康づくり推進計画」の4計画を一体的に策定します。

◎健康増進法（抜粋）

（国民の責務）

第2条

国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

（都道府県健康増進計画等）

第8条第2項

市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

◎がん対策基本法（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第4条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、がん対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

◎匝瑳市がん対策推進条例（抜粋）

（目的）

第1条

この条例は、がんが市民の疾病による死亡の最大の原因であり、市民の生命と健康にとって重大な問題となっている現状から、がん撲滅に向け、がんの予防及び検診による早期発見の推進を図るため、がん対策基本法（平成18年法律第98号）に基づき、本市のがん対策を総合的かつ計画的に実施していくことを目的とする。

（市の責務）

第2条

市は、国、県、市民、医療機関、がん患者及びその家族などと連携し、がん対策に必要な施策を計画的に実施するよう努めるものとする。

（がんの予防及び早期発見）

第5条

市は、がんの予防及び早期発見を推進するため、がん検診受診率の向上、予防ワクチン接種への支援、食生活、喫煙、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響など、がんに関する知識の普及及び啓発などを推進するため「匝瑳市がん対策推進計画」を策定するものとする。

◎歯科口腔保健の推進に関する法律（抜粋）

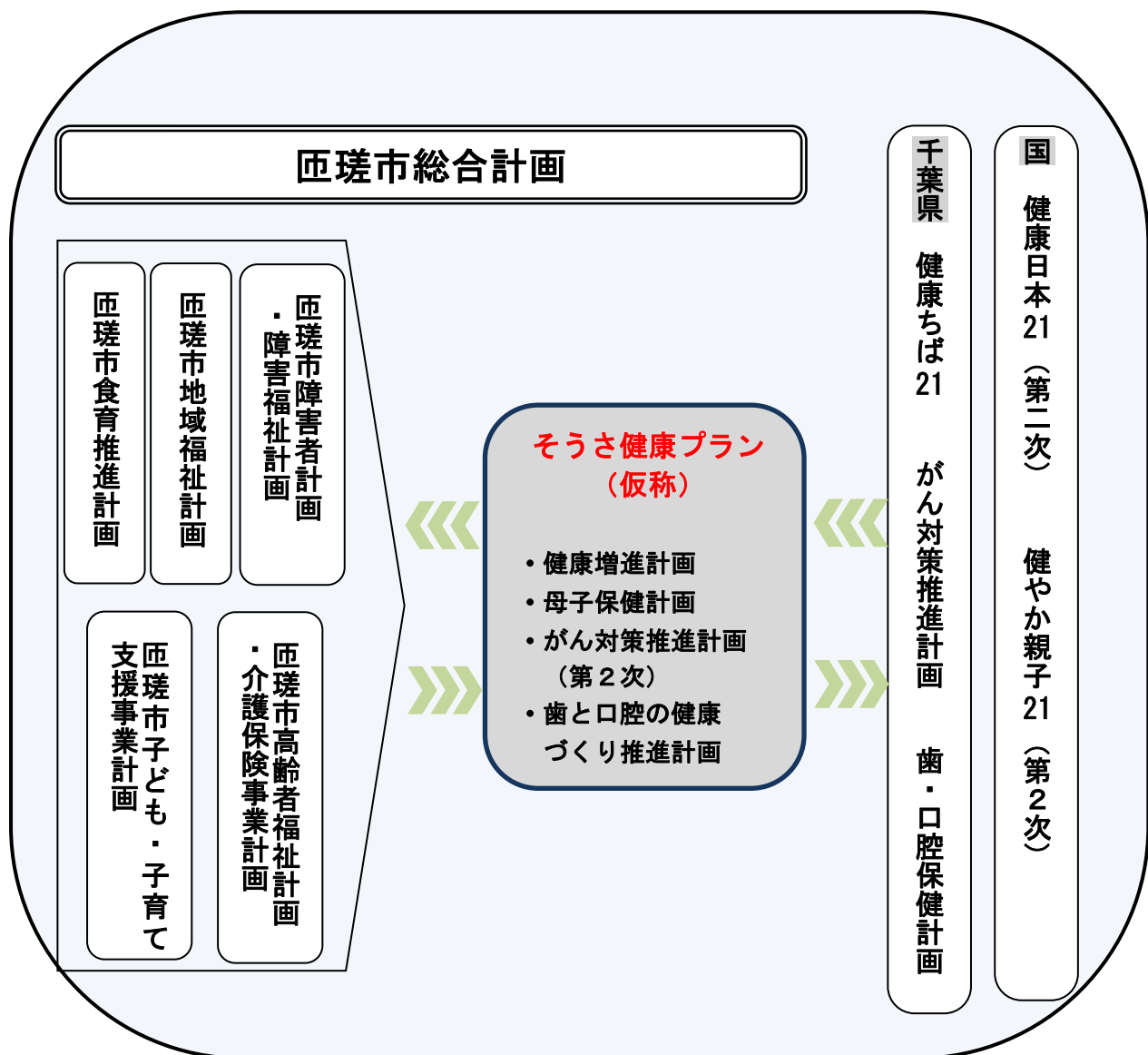
（国及び地方公共団体の責務）

第3条第2項

地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(1) この計画は、国の「健康日本21（第二次）」の地方計画として、市民の健康づくりを、市民や、関係機関・団体、事業者などと行政が一体となって推進するための行動計画です。

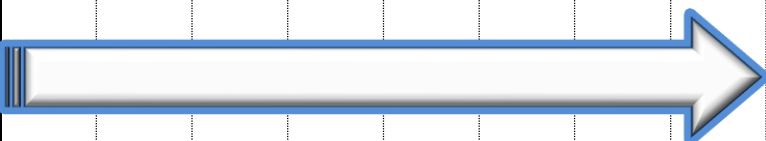
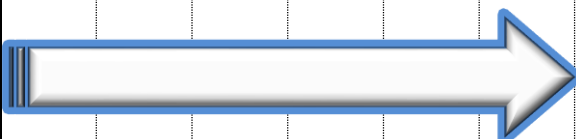
(2) この計画は、国の「健康日本21（第二次）」「健やか親子21（第2次）」、県の「健康ちば21」「がん対策推進計画」「歯・口腔保健計画」を踏まえ、「匝瑳市総合計画」との整合性を図るとともに、市の各種計画と相互に連携しながら推進するものです。



4

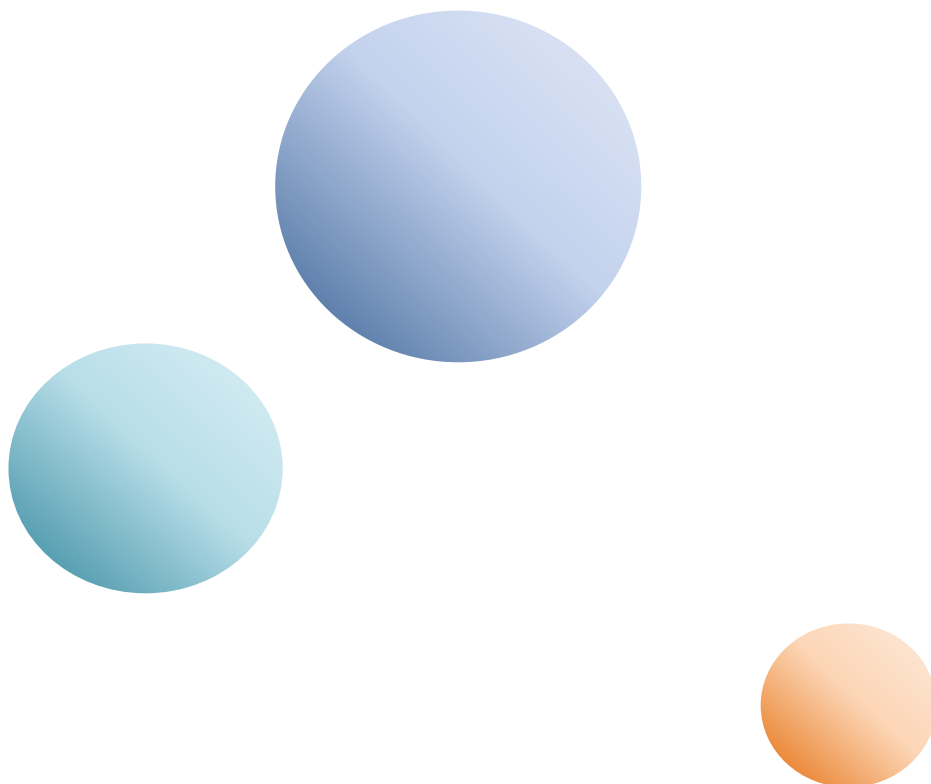
計画の期間

- (1) 計画期間は、平成29（2017）年度から平成38年度（2026）年度までの10年間とします。
- (2) 社会経済状況や社会の変化に対応して、適切な時期に計画の見直しを行います。
- (3) 計画の推進状況等について評価・検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

	平成 29 年度	30	31	32	33	34	35	36	37	38
《国》 健康日本21 （第二次）										
《国》 健やか親子21 （第2次）										
《千葉県》 健康ちば21 （第2次）										
《千葉県》 がん対策推進計画										
《千葉県》 歯と口腔の健康 づくり推進計画										
匝瑳市総合計画										
そうさ健康プラン （仮称）										

第 2 編

計画の考え方



次の将来像のもとに、本計画を推進します。

**心身ともに健康で、
笑顔があふれるまち**

市民すべてが、生涯を通じて心身ともに健康で豊かな生活のできる社会が求められています。

そのためには、市民一人ひとりが「自らの健康は、自ら守る」という意識を持って健康づくりに取り組むことが基本です。

また、個人や家庭における主体的な健康づくりとあわせ、自主グループや市・自治会、行政等による個人の健康を支援する環境づくりが必要です。

本計画は、子どもから高齢者まで、病気や障害の有無に関わらず、すべての市民が健やかに明るく生活することができるよう、「**心身ともに健康で、笑顔があふれるまち**」を将来像として、施策を推進します。

2

基本的視点

ヘルスプロモーションの推進

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組んでいきます。

健康寿命の延伸

市民一人ひとりの価値観や健康状態に応じた生きがいを持って、生涯にわたり生活の質を維持・向上できるよう、健康で自立して暮らすことのできる期間を延ばします。

健康格差の縮小

3

基本方針

本計画では、前記の将来象を実現するため、次の3つの基本方針を設定し、健康づくりに取り組みます。

基本方針 1 ライフステージに合わせた健康づくり

基本方針 2 地域の支え合いによる健康づくり

基本方針 3 健康を支える環境づくり

基本方針 1 ライフステージに合わせた健康づくり

健康づくりは生涯を通じて行うことが大変重要ですが、人生の各ステージごとにそれぞれ健康課題が異なります。

市民一人ひとりがそれぞれ自分の属するライフステージの健康課題を正しく理解し、それに対し準備し、対処していくことが生涯を通じた健康づくりには重要です。そこで各ライフステージに合わせた健康づくりに取り組んでいきます。

基本方針 2 地域の支え合いによる健康づくり

健康づくりは、一人の力だけで達成できるものではありません。市民が継続的に健康づくりに取り組むためには、保健医療機関や教育機関等の関係機関の連携をはじめ、地区等の活動により、地域全体で支援していく必要があります。

また、健康づくりへの支援は、行政だけの支えで達成できるものではなく、健康に関わる各種団体・機関等が、それぞれの役割分担を明確化しながら、連携して健康づくりを推進していきます。

基本方針 3 健康を支える環境づくり

市民一人ひとりの主体的かつ継続的な健康づくりへの取り組みを支援するためには、健康に関する情報の提供や、利用しやすい施設の運営等の社会環境を整備することが重要です。

そこで、地域の健康情報を収集・整理し、健康づくり事業に活用したり、市民へ健康情報を提供するための体制を整備します。

また、地域の健康づくりの拠点である保健センター、公民館、体育館、公園施設をはじめ、学校の運動施設等を有効に活用していきます。

～市民すべての健康づくり～

健康づくりには、市民一人ひとりが「自らの健康は自ら守り、つくる」という意識を持ち、健康的な生活を送ることができるよう主体的に行動していくことが重要です。

また、健康づくりは個人の力に加えて、家族・近隣の友人・知人や地域の人々の支援が大切です。みんなで協力して地域全体で活発な健康づくり活動を推進していきます。

さらに、市民一人ひとりの健康づくりに対する意識を高めるとともに地域活動の活発化につなげていくには、行政等が健康づくりに取り組むきっかけを提供・支援することが必要となります。

このため、市・地域・医療関係機関など様々な組織や関係者と連携して、市民が健康づくりに取り組める仕組み作りを展開していきます。

匝瑳市は、市民の皆さんとともに、市民すべてが生涯にわたって心身ともに健康に生活できるよう「市民すべての健康づくり」を基本目標として健康増進計画を推進します。

～子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる～

市民が安心して子どもを産み育て、子どもが心身ともに健やかに成長できるまちづくりをめざします。

少子高齢化や就労女性の増加、情報化の進展、地域における人間関係の希薄化など、子どもとその家族を取り巻く社会環境は大きく変化しており、育児にかかる母親の負担やストレスは高まり、育児不安も増大しています。

こうした状況の中で、妊娠・出産から子育てにおいて、切れ目なく**子ども**とその家族の心身の健康づくりを支援していくことが重要です。

匝瑳市は、市民の皆さんとともに、「子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる」を基本目標として、母子保健計画を推進します。

～予防と早期発見による、がんの死亡率減少～

がん患者を含めた市民すべてが、予防・早期発見から、がんの進行・再発といった様々ながんの病態に応じて、どこに住んでいても安心・納得できるがん医療や支援を受けられる社会が求められています。

「がんによる死亡率の減少」及び「全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」に「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を加えて、がんの予防・発見から医療体制の充実まで総合的な取り組みをすることが必要です。

とくに、がんの予防・早期発見により、死亡率の減少や、がんを早期に発見し、医療に結び付けていくことが重要です。

匝瑳市では、平成25年3月に「匝瑳市がん対策推進計画」を策定し、がん対策を積極的に推進してきましたが、今回、関連計画と連携を図りつつ、前計画の検証を行ったうえで「予防と早期発見による、がんの死亡率減少」を基本目標として、がん対策の一層の充実を図ります。

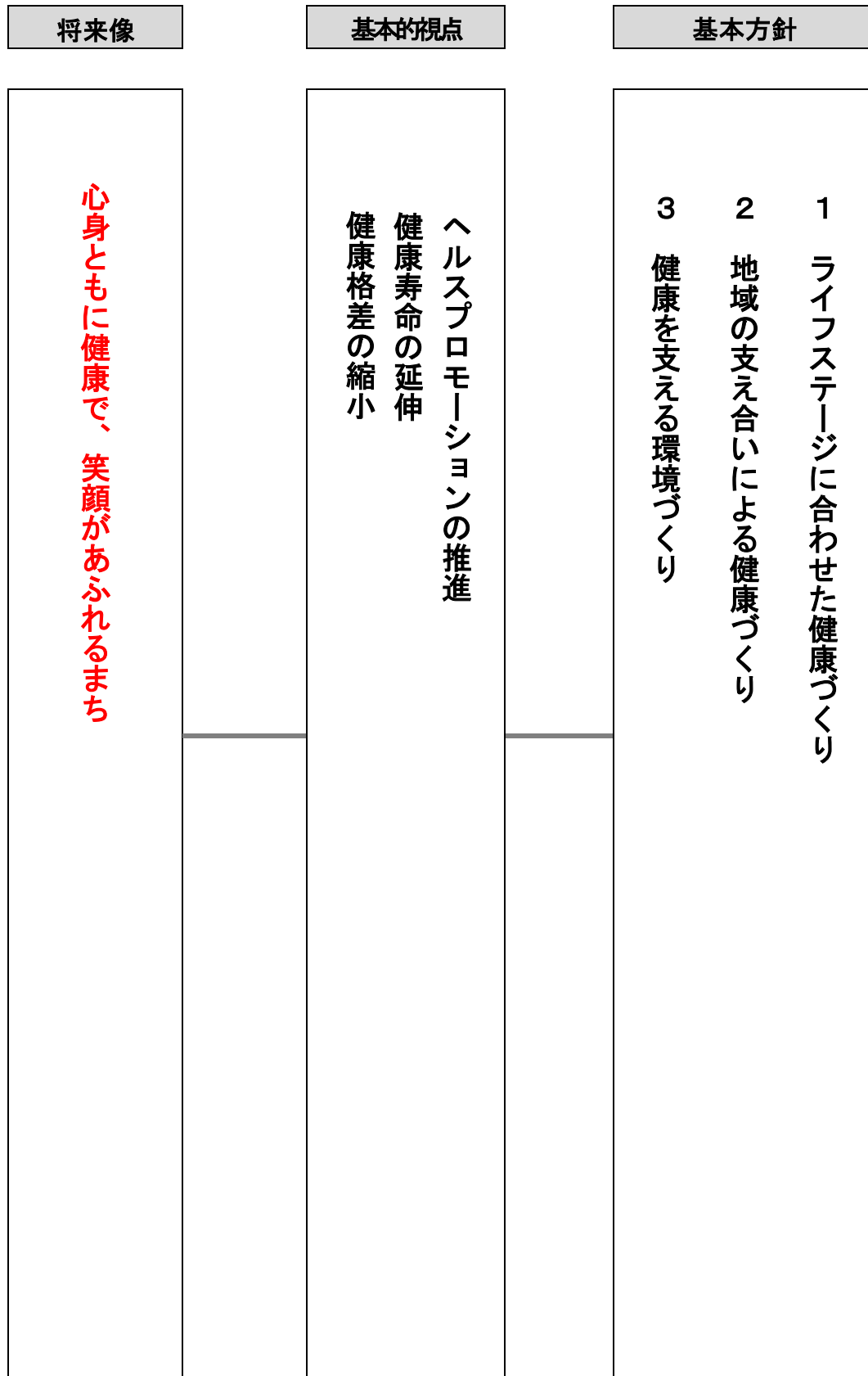
～食事を楽しみ、心身ともに豊かに生活するための歯と口腔の健康づくり～

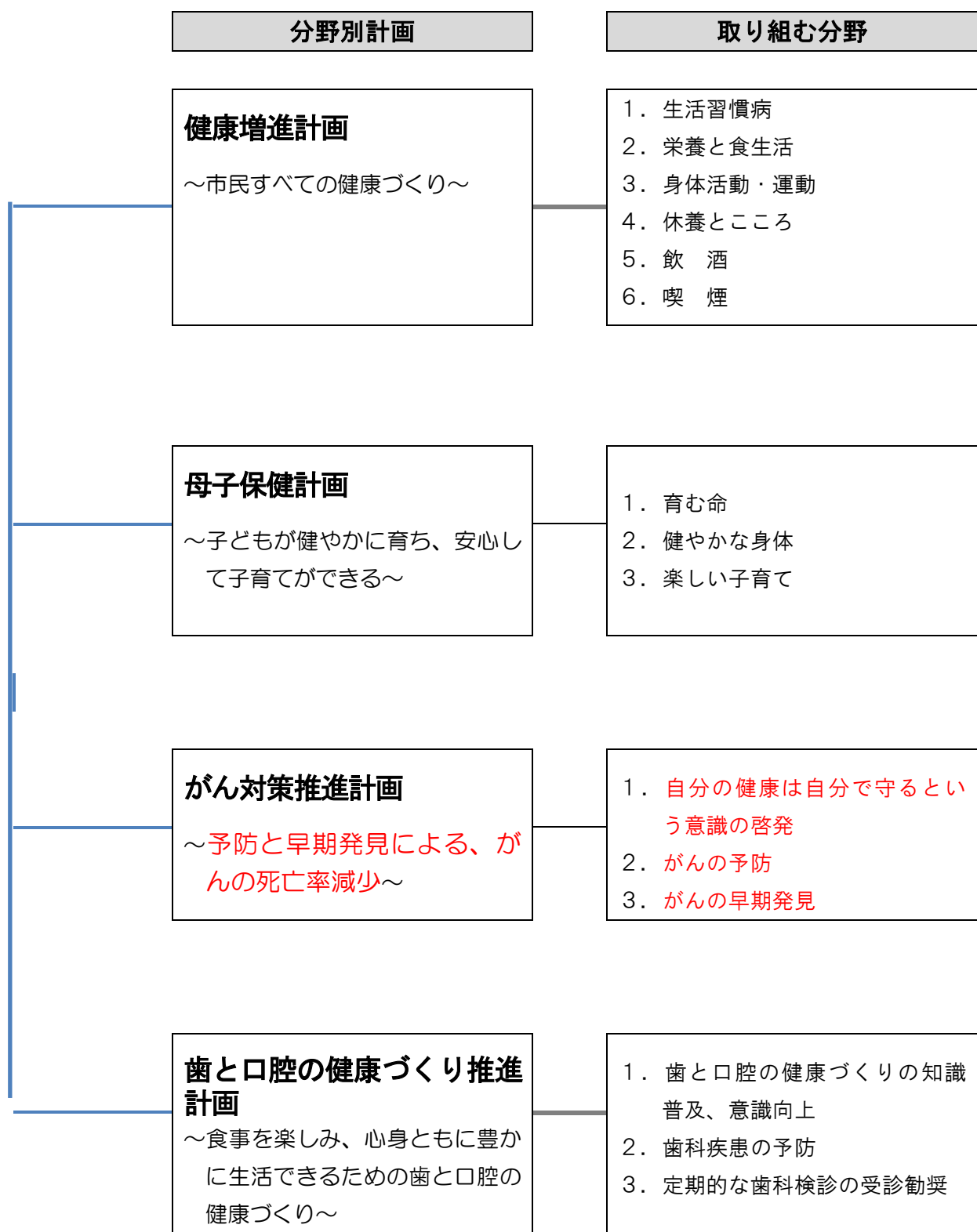
生涯を通じて質の高い生活を営む上で、食事、会話に影響する歯・口腔の健康は重要な役割を果たしています。

歯と口腔の健康は、生涯を通じて自分の歯でしっかりと噛んで食べることを可能にするだけでなく、肥満や糖尿病などの生活習慣病の予防へとつながるなど、全身の健康を保持増進するための重要な要素となっています。

こうしたことから、正しい歯科口腔保健の普及・啓発を行い、自分自身の歯と口腔の健康に関心を持ち、生涯食事をおいしく食べ、いきいきとした生活が送れるように、市民すべてが歯と口腔の健康づくりに取り組んでいくことが必要です。

匝瑳市は、市民の皆さんとともに、「食事を楽しみ、心身ともに豊かに生活するための歯と口腔の健康づくり」を基本目標として、歯と口腔の健康づくりを推進します。

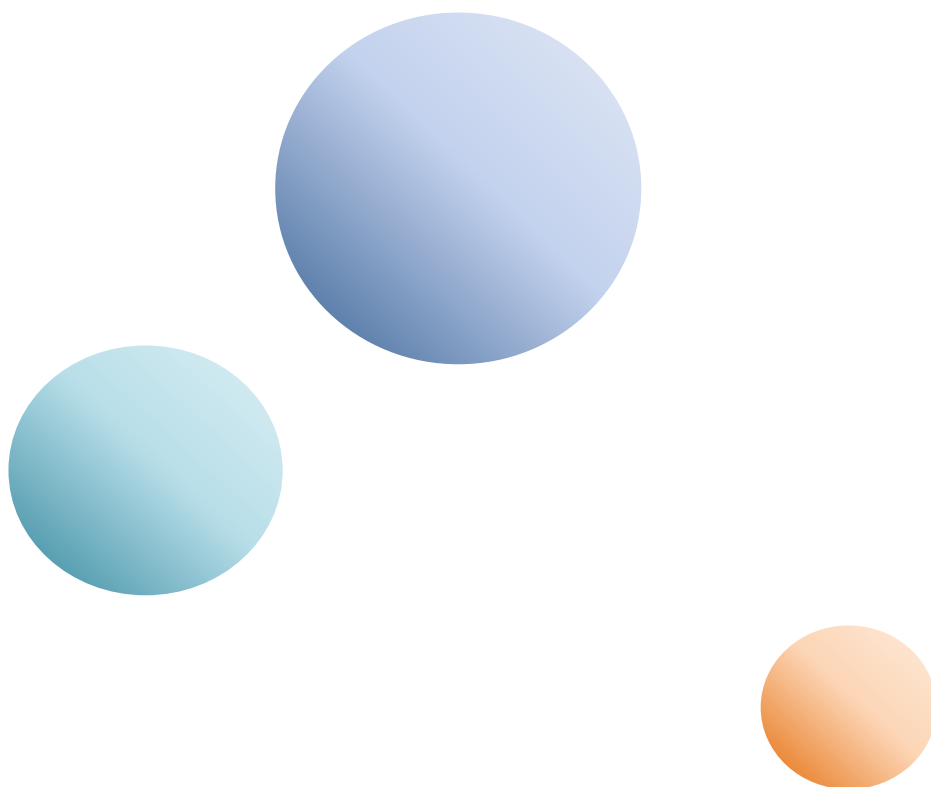




第3編

施策の展開

(注) 第3編は「原案」として次回提出いたします。



第1章 健康増進計画

基本目標：市民すべての健康づくり

1. 生活習慣病

▶ 現状と課題

▶ 市民に期待すること

▶ 市の取組み

■ 目標値

分 野	区 分	現状値	平成 年 目標値	平成 年 目標値

第2章 母子保健計画

基本目標：子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる

1. 育む命

▶ 現状と課題

▶ 市民に期待すること

▶ 市の取組み

■ 目標値

分 野	区 分	現状値	平成 年 目標値	平成 年 目標値

第3章 がん対策推進計画

基本目標：予防と早期発見による、がんの死亡率減少

1. 自分の健康は自分で守るという意識の啓発

▶ 現状と課題

▶ 市民に期待すること

▶ 市の取組み

■ 目標値

分 野	区 分	現状値	平成 年 目標値	平成 年 目標値

第4章 歯と口腔の健康づくり推進計画

基本目標：食事を楽しみ、心身ともに豊かに生活できるための歯と口腔の健康づくり

1. 歯と口腔の健康づくりの知識普及、意識向上

▶ 現状と課題

▶ 市民に期待すること

▶ 市の取組み

■ 目標値

分 野	区 分	現状値	平成 年 目標値	平成 年 目標値

第 4 編

資料編

